## 事業系廃棄物 適正処理について



御前崎市マスコットキャラクター

令和5年6月

## 目次



・はじめに	3
・事業者の責務	3
• 事業系廃棄物とは?	4
• 事業系一般廃棄物の処理方法	5
・事業系一般廃棄物 ごみ分別表	6
・事業系一般廃棄物の収集運搬と処理場所	7
• 御前崎市一般廃棄物収集運搬許可業一覧	8
• 環境保全センターへの搬入について	9
• 巻末資料	••••11







#### はじめに

御前崎市のゴミを処理している環境保全センターは、毎年約1.1万トンのごみが搬入されます。そのうち、事業所から発生する事業系一般廃棄物は約3千トンで、全体のおよそ3割を占めています。

あらゆる事業活動に伴い事務所や店舗などから排出されるごみは、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」より、「事業者の責任において適正に処理し、また、再生利用等を行うことにより、できるだけ減量に努めなければならない」と規定されています。環境保全センターでは定期的に事業系一般廃棄物の展開検査を実施し、資源やリサイクル可能なごみ又は産業廃棄物が入っていないか確認しています。

本冊子は、事業者の皆さま向けに、事業系ごみの取り扱いについてまとめました。本冊子を、事業系ごみの分別・リサイクル推進、減量化への取り組みに御利用いただければ幸いです。

#### ●事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、次のとおり事業活動に伴って生じる廃棄物(ごみ)について、事業者の処理責任を規定しています。

廃棄物を自らの責任 において適正に処理 すること 廃棄物の再生処理等 を行うことによりその 減量に努めること 廃棄物の減量その他 その適正な処理の確 保等に関し、国及び地 方公共団体の施策に 協力すること





コストの削減! 企業のイメージアップ! 従業員の意識改革!



#### ●事業系廃棄物とは

あらゆる事業活動(会社、店舗、飲食店、宿泊施設、工場等による営利を目的とするものだけでなく、学校、官公庁、病院等による公共サービスなど、事業所が行う全ての活動)に伴って生じたごみのことを「事業系廃棄物」といいます。

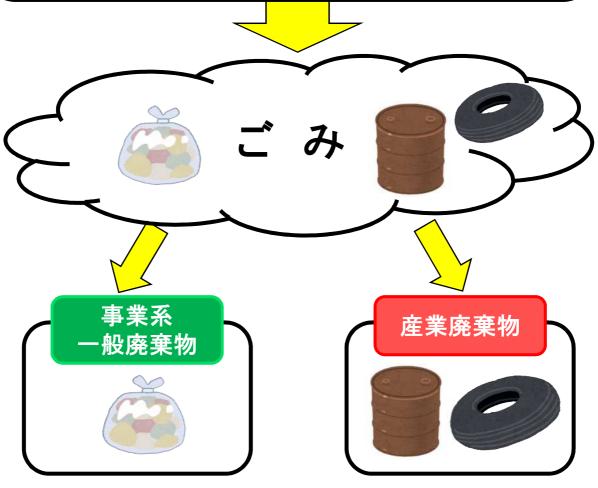
事業系廃棄物は、さらに事業系一般廃棄物と産業廃棄物の2つ に分かれます。



事業者



会社、店舗、飲食店、学校、官公庁、病院、工場など



事業系一般廃棄物について

**→** P. 6

リサイクル可能なものについて

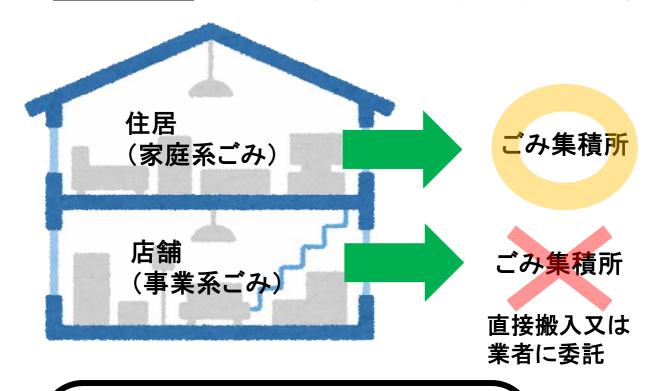
➡ 巻末資料 P.1

産業廃棄物について

➡ 巻末資料 P。2

#### ●事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物の処理については、事業者が環境保全センターに直接搬入するか、市から許可を受けた業者に委託します。 店舗・事務所等と住居が同じ建物の場合でも、ごみは別々に処理してください。 ➡ P.12 御前崎市一般廃棄物収集運搬許可業者一覧



## ○ 市内のごみ集積所に事業系 廃棄物を出すことは出来ません!

市内のごみ集積所は、家庭より出るごみを集める場所です。事業活動に伴って生じる廃棄物を、市内のごみ集積所に出する 行為は、**不法投棄**とみなされます。





**不法投棄**は、廃棄物処理法第25条により以下の 罰則を科せられます。

- •5年以下の懲役
- •1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金

#### ● 事業系一般廃棄物 分別表

#### 厨芥類



#### 食品の売れ残り 食べ残した物 調理くずなど



一般廃棄物収集運搬業者に委託し 搬入するか、もしくは、自ら搬入する こともできます。

- 〇食料品製造業などの業種から発生する厨芥類は産業廃棄物(動植物性残さ)です。
- 〇食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクル に取り組む必要があります。
- ○水切りの徹底、生ごみ処理機の活用等を行い、減量に努めましょう。

#### 紙くず



汚れのついた紙 リサイクル できない紙など



一般廃棄物収集運搬業者に委託し 搬入するか、もしくは、自ら搬入する こともできます。

- 〇建設業、紙·紙加工品製造業、印刷出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。
- ○病院等から排出される紙おむつは、可燃ごみとして受入します。 汚物は必ず取り除いてください。(感染の危険があるものを除く)

#### 木くず



#### 木製品 せん定枝など



一般廃棄物収集運搬業者に委託し 搬入するか、もしくは、自ら搬入する こともできます。

○建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木 くずは産業廃棄物です。

〇せん定枝は、堆肥化や燃料化等によりリサイクルし、減量に努めましょう。

# リサイクル可能な紙類

#### 新聞・ダンボール 雑がみ



一般廃棄物収集運搬業者や資源回収業者に委託してください。

(雑誌、OA用紙、シュレッダーくず、機密書類、メモ用紙、郵便物、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱、パンフレット、カタログなど)

○建設業、印刷出版業などから発生する紙くずは産業廃棄物です。 ○リサイクル可能な紙類の取り扱いについては、委託業者に確認し てください。

#### 繊維くず

A CO-STA



#### 不要になった衣類 | 本畳など



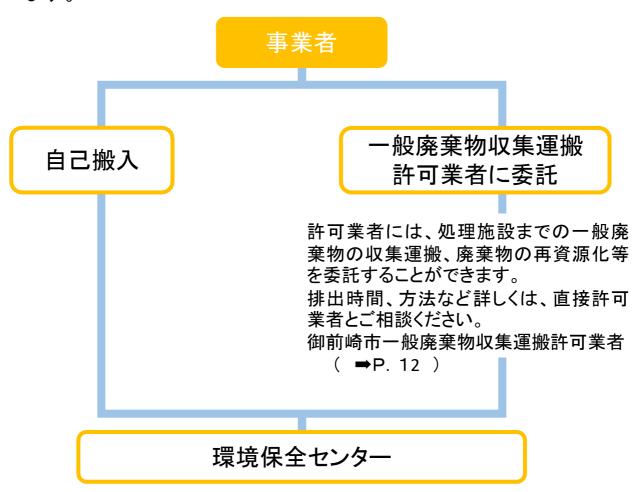
一般廃棄物収集運搬業者に委託し 搬入するか、もしくは、自ら搬入する こともできます。

- ○化学繊維製品は産業廃棄物です。
- 〇建設業、繊維工業などの業種から発生する古布(繊維くず)は産業廃棄物です。
- ○合成繊維、樹脂を含む畳は除く。建物の解体に伴って生じたものは、 産業廃棄物に該当するため受入できません。

#### ●事業系一般廃棄物の収集運搬と処理場所

事業系廃棄物のうち、事業系一般廃棄物であれば環境保全センターで処理することが出来ます。

事業系一般廃棄物をそれぞれの事業所から運搬する方法は、 事業者自身が環境保全センターまで直接持ち込む方法と、市が 一般廃棄物収集運搬を許可した許可業者に委託する方法があり ます。



受入可能な: 牧之原市(旧相良町)と御前崎市の

廃 棄 物 事業系一般廃棄物 営 業 日 : 月曜日~金曜日

第2・4日曜日(祝日、年末年始を除く)

受付時間:8:30~12:00及び13:00~16:30

搬入手数料: 10kgまで毎に156円

(合計の10円未満切り捨て)

※直接搬入する際には指定ごみ袋を使用しないで

ください

## ●御前崎市 一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

業者名	電話番号	住所
(株)アドバンス 中部サービス	0537-86-5847	静岡県御前崎市宮内248-5
(一社)御前崎市 シルバー人材センター	0537-85-4531	静岡県御前崎市比木1911-2
カイセイ	0537-86-6463	静岡県御前崎市佐倉4918-3
(株)佐倉サービスセンター	0537-86-6565	静岡県御前崎市佐倉4180-1
(株)3MEN	0537-86-8761	静岡県御前崎市池新田792-9
(株)セイビ東海	0537-86-4529	静岡県御前崎市佐倉1039-25
(有)武蔵	090-3555-3390	静岡県御前崎市上朝比奈757-1
(有)山本事業所	0537-86-6905	静岡県御前崎市池新田1433-2
(有)エー・ワイ環境開発	0547-46-5110	静岡県島田市神尾75-14
環境のミカタ(株)	054-637-0053	静岡県藤枝市前島一丁目9-34
(有)オオタサービス	0538-38-6668	静岡県磐田市大立野110
ブレイブ(株)	054-264-0048	静岡県静岡市葵区柚木105-6
(有)山崎商店	054-265-2726	静岡県静岡市葵区南瀬名長6-3
(株)リサイクルクリーン	053-925-1366	静岡県浜松市天竜区二俣町二俣41
(有)リプロ	0548-22-2917	静岡県牧之原市静波2220-196
南遠環境保全(株) ※し済ごみ、し尿、 浄化槽汚泥含む	0537-48-2269	静岡県掛川市山崎544-3

※取り扱い品目:し尿、浄化槽汚泥 のみ				
(有)東環クリーン	0548-52-0065	静岡県牧之原市須々木2683-17		

#### ●環境保全センターへの搬入について

事業者・一般廃棄物運搬業者・伐採及び処理受託業者が、環境保全センターに搬入出来る廃棄物は、事業系一般廃棄物(資源物を含む)のみです。産業廃棄物に該当する物は受入れ出来ません。

また、搬入物の展開検査を、不定期で行っておりますので、検 査の際には、ご協力をお願いします。

※ 保全センターの指示に従わない、 又は下記の事項を守らない場合は搬入をお断りします。

#### 【雑草や伐採した庭木などの搬入について】

- 1 搬入する草木は、御前崎市で発生したものに限ります。
- 2 草木搬入の際は、草木処分管理表を提出してください。 様式は、環境保全センターホームページにて確認ください。 また、多量な場合(2t車3台以上)は事前協議が必要です。
- 3 搬入日は一般家庭の搬入を優先し、また保管場所が狭く限られているため、平日のみとします。
- 4 産業廃棄物に該当するものに関しては、受入出来ません。
- 5 直径10cm以内、長さおおむね2m以内(目安は軽トラックの 荷台に乗る程度)
- 6 幹が直径10cmを超える物は重量があるため、枝をはらい 手で積み降しできる程度の長さ(重さ)にしてください。 金属(針金等)の混入は避けてください。
- 7 土、泥等が付着しているもの、木の根は処理できないため 搬入できません。
- 8 塗料が付着しているもの、腐食している木は直径10cm以内、長さ50cm未満にし可燃物として搬入してください。
- 9 夾竹桃(きょうちくとう)はリサイクルできない為、直径10cm以内、長さ50cm未満にして搬入してください。
- 10 葦(あし)等の水辺周辺の物は、濡れて、土などで汚れている ので、焼却する為、長さ50cm未満にして搬入してください。

#### ●環境保全センターへの搬入について(つづき)

#### 【本畳(※合成繊維、樹脂を含むものは除く)】

利用されていた場所を問わず、一般廃棄物に該当するため受入できます。処理能力の観点から、搬入枚数を1日15枚までとさせていただきますので、ご協力お願いします。

ただし、建物の解体に伴って生じたものは、産業廃棄物に該当するため受入できません。

#### 巻末資料には

ごみの削減の方法が載っているよ!

ごみを削減して

経費の節約や効率化につなげよう!



## 巻末資料

- 職場でできるごみ減量について	••••12
◇ごみの削減や経費の節約・効率化	の方法
◇雑がみをリサイクルしよう!	
・産業廃棄物について	••••13
◇産業廃棄物の処理方法	
◇産業廃棄物 分別表	•••••14
◇産業廃棄物の種類	• • • • • 15

## 職場でできるごみ減量について→



#### 産業廃棄物について

#### ●産業廃棄物の処理方法

産業廃棄物の処理については、産業廃棄物処理業の許可の有る業者へ委託します。

『産業廃棄物 収集運搬許可業者』 『産業廃棄物 処分許可業者』 を選ぶ



『産業廃棄物 収集運搬許可業者』 『産業廃棄物 処分許可業者』 と契約を締結

- ・分別の種類、収集方法、料金などの相談をします。
- (産業廃棄物収集運及び処分搬業の許可証の確認もしましょう。 許可を持たない業者へ委託することは違法です。)
- ・それぞれの業者と直接の契約を交わします。 (契約は書面にて行う必要があります。)

引き渡す際に

**産業廃棄物管理票(マニフェスト)**の交付をしなければなりません。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)とは、廃棄物の処理が適正 に実施されたかどうか確認するために作成する書類です。

・産業廃棄物管理票(マニフェスト)について 公益社団法人全国産業資源循環連合会

https://www.zensanpairen.or.jp/

・収集運搬・処理業者について 社団法人 静岡県産業廃棄物協会

http://www.shizuoka-sanpai.or.jp/



### ●産業廃棄物の種類

	1	燃え殻	-{	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残渣
あ	2	汚泥		排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥上のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベンナイト汚泥、洗車場汚泥、建設汚泥等
6	3	廃油	-(	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、溶剤、タールピッチ等
ゆって	4	廃酸	-(	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液
る 事	5	廃アルカリ	-(	写真現像廃液、廃ソ一ダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液
業	6	廃プラスチック類	-{	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む)等固形状・液状の すべての合成高分子系化合物
活 動	7	ゴムくず	-(	生ゴム、天然ゴムくず
1=	8	金属くず	-{	鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等
伴う	9	ガラスくず、コンクリート くず、陶磁器くず	-{	ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、レンガ くず、廃石膏ボード、セメントくず、モルタルくず、スレートくず、陶磁器くず等
ŧ	10	鉱さい	-(	鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす
の	11	がれき類	-{	工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片 その他これらに類する不要物
	12	ぱいじん		大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に 定める特定施設または産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであっ て集じん施設によって集められたもの
4+	13	紙くず(※)	-(	【建設業】工作物の新築、改築または除去により生ずる紙くず 【パルプ製造業・製紙業・紙加工製造業・印刷物加工業】紙、板紙のくず等
特定の	14	木くず(※)	-	【建設業】工作物の新築、改築または除去により生ずる木くず 【木材・木製品製造業・パルプ製造業】木材片、おがくず、かんなくず等 【全業種対応】貨物の流通に使用した木製パレット、梱包木材
の事	15	繊維くず(※)	-(	【建設業】工作物の新築、改築または除去により生ずる繊維くず 【衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業】木綿くず、羊毛くず等の繊維くず
業活	16	動植物性残さ(※)	-{	【食料品・医薬品・香料製造業】あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、 魚および獣のあら等の固形状の不要物
動	17	動物系固形不要物(※)	-(	【と畜場・食鳥処理場】牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不要物
に	18	動物のふん尿(※)	-(	【畜産農業】牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
伴うも	19	動物の死体(※)	-(	【畜産農業】牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	20	政令第13号廃棄物	-{	上記1~19の産業廃棄物を処分するため処理したもので、上記の産業廃棄物に 該当しないも(コンクリート固化物等)
の	21	輸入された廃棄物	-	上記1~20、船舶・航空機の乗組員等の生活ごみ及び入国者が携帯した生活ごみを除く。

(※)の項目については、【 】の業種の事業者が排出する場合に限り産業廃棄物となります。

上記、産業廃棄物、処理困難物、危険物、有害物は、環境保全センターに持ち込むことは出来ません。専門業者(産業廃棄物処理業者)などへお願いします。

〈産業廃棄物〉お問合せ先			
産業廃棄物の処理をお願いしたい 産業廃棄物処理業者の検索	公益社団法人 静岡県産業廃棄物協会 TEL:054-255-8285		
産業廃棄物処理業の許可に関すること 産業廃棄物排出者への指導に関すること	静岡県 西部健康福祉センター 環境課 TEL:0538-37-2250		
〈一般廃棄物〉お問合せ先			
事業系一般廃棄物の出し方、分別に関すること一般廃棄物処理業許可業者に関すること	御前崎市 市民生活部 環境課 TEL:0537-85-1162		
市処理施設への持込みに関すること	牧之原市御前崎市広域施設組合 環境保全センター TEL:0548-58-0044		

